

介護保険施設サービス利用料のご案内 ～1段階～

別紙 令和 7年 4月 1日適用

30日計算 単位:円

基本利用料金表(1割負担の場合)

多床室 (二人・四人部屋)	介護度	介護報酬対象				実費相当額				自己負担額合計	
		夜勤職員配置加算*1	夜勤職員配置加算*1	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)*2	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)*3	食事負担金*4	居住費	日常生活品費*5	教養娯楽費*6	日額	月額
要介護1	871	24	22	51	300	0	105	120	1,493円	44,790円	
要介護2	947								1,569円	47,070円	
要介護3	1,014								1,636円	49,080円	
要介護4	1,072								1,694円	50,820円	
要介護5	1,125								1,747円	52,410円	

個室 (一人部屋)	介護度	介護報酬対象				実費相当額				自己負担額合計	
		サービス費	夜勤職員配置加算*1	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)*2	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)*3	食事負担金*4	居住費	日常生活品費*5	教養娯楽費*6	日額	月額
要介護1	788	24	22	51	300	550	105	120	1,960円	58,800円	
要介護2	863								2,035円	61,050円	
要介護3	928								2,100円	63,000円	
要介護4	985								2,157円	64,710円	
要介護5	1,040								2,212円	66,360円	

\*夜勤職員配置加算\*1・・・夜間における処遇や緊急時の対応を適切に行う為、職員配置基準を超えて職員を配置し、処遇の充実を図っている場合に算定

\*サービス提供体制強化加算\*2(Ⅰ):介護福祉士80%以上・勤続10年以上介護福祉士35%以上(Ⅱ):介護福祉士60%以上(Ⅲ)介護福祉士50%以上・常勤職員75%以上・勤続7年以上30%以上

\*在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)\*3・・・指標値が70以上で、退所時指導等・リハビリテーションマネジメント・地域貢献活動等の要件を満たしている場合に算定

\*食事負担金\*4・・・急な入退所等で食事を摂取されず、注文締め切り時間を超えた場合はキャンセル料金を徴収させていただきます

【食事注文締め切り時間】 朝食・・・前日18時まで 昼食・・・当日10時まで 夕食・・・当日15時まで

\*日常生活品費\*5・・・日常生活に最低限必要と考えられる物は施設で準備させていただきます。

\*教養娯楽費\*6・・・クラブ活動や行事等に参加される費用を徴収させていただきます。尚、ターミナルケア対象者からは徴収いたしません。

\*オムツ等・薬代は施設提供ですので、ご家族の負担はありません。

\*介護保険負担割合が2・3割の方は、介護報酬対象部分の単位数が2倍・3倍になります。

基本加算料金	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) *加算率は施設体制によって変動することがあります。	介護職員等処遇改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じ、賃金の改善等を実施している場合 (所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定)	加算率7.5%
該当される方のみ	実費相当額	特別な室料	一人部屋 360円/日 二人部屋 180円/日
		洗濯費	業者委託(委託料に応じた実費請求)
		電気使用料	持ち込み家電製品1点につき必要
		ワクチン代	インフルエンザ等の予防接種を行った場合
		理美容代	毎月第2・4月曜日に当施設2階一般浴前にて *希望者に提供
			公費負担制度に基づき徴収 丸刈り2,200円～調髪2,500円

利用料徴収方法	請求方法	毎月末締めとさせていただきます。翌月10日頃に、請求書送り先へ請求書を郵送させていただきます。
	お支払方法	お支払いは、口座自動振替もしくは毎月20日までに当施設窓口にてお願いします。

口座の引き落としに関して、手続きが間に合わない場合がございます。その場合は、初めの月は窓口にて現金でお支払いください。

利用料金について不明な点、質問等がございましたらお気軽にお尋ねください。

老人保健施設 エルダーヴィラ氷見 相談室 Tel:72-5000

料金表について説明を受けましたので、入所に同意します。

加算料金表 \*該当される方のみ

介護報酬対象

初期加算	(I) 急性期を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、入所した日から起算して30日間	60円/日	
	(II) 入所した日から起算して30日間	30円/日	
退所時栄養情報連携加算	管理栄養士が退所先の医療機関等に対して栄養管理に関する情報を提供している場合(1月に1回)	70円/回	
再入所時栄養連携加算	医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に調整を行った場合(1回限り)	200円/回	
入所前後訪問指導加算	(I) 退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合(入所中1回を限度とする)	450円/回	
	(II) (I)に加え、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに退所後の生活に係る支援目標を策定した場合	480円/回	
退所時情報提供加算	(I) 1ヶ月を超える入所者が居宅へ退所する際、退所後のかかりつけ医に対して情報提供を行った場合	500円/回	
	(II) 1ヶ月を超える入所者が退所後医療機関へ入院する際に医療機関に対して入所者の心身状況、生活歴等の情報提供を行った場合	250円/回	
入退所前連携加算	(I) 入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に退所後の居宅介護支援事業者と連携し、居宅サービスの利用方針を定めた場合	600円/回	
	かつ1ヶ月を超える入所者が退所する際、退所後の居宅介護支援事業者と連携し、診療状況を示す文書を添えて、サービス調整を行った場合		
協力医療機関連携加算	(1) 相談・協力を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合	50円/月	
	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合	5円/月	
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士が低栄養リスクの高い方に対し、週3回以上食事の観察をし、食事調整した場合。また、厚生労働省に情報を提出し、活用している場合	11円/日	
経口維持加算	経口での食事摂取時に摂食機能障害を有し、嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、計画に基づいた特別な管理を行った場合	(I) 多職種による食事の観察やカンファレンスを行った場合	400円/月
		(II) (I)に加え人員基準配置以外の医師等が加わった場合	100円/月
口腔衛生管理加算	(I) 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月2回以上行った場合。また、介護職員に対し具体的な助言・指導を行った場合(物品は実費)	90円/月	
	(II) (I)に加え、情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合	110円/月	
療養食加算	医師の指示箋に基づく療養食(糖尿病食、塩分制限食)を提供した場合(1日に3回を限度として)	6円/回	
緊急時治療管理	入所者の病状が著しく変化し、緊急の医療行為を行った場合(連続する3日を限度とし月に1回)	518円/日	
所定疾患施設療養費	(I) 検査をし、肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪の入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合(連続する7日を限度とし月に1回)	239円/日	
	(II) 医師が感染症対策に関する研修を受講している場合(連続する10日を限度とし月に1回)	480円/日	
認知症チームケア推進加算	(I) 認知症の行動・心理症状の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応する為平時から取組んでいる場合(認知症介護指導者養成研修修了者・認知症介護実践リーダー研修修了者・日本版BPSD認知症ケアプログラム研修)	150円/月	
	(II) 認知症の行動・心理症状の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応する為平時から取組んでいる場合(認知症介護実践リーダー研修修了者)	120円/月	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	(I) リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養を一体的に推進し、自立支援・重度化防止を効果的に進め、リハビリテーションマネジメント計画の作成・評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、活用した場合	53円/月	
	(II) リハビリテーションマネジメント計画の作成・評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、活用した場合	33円/月	
褥瘡マネジメント加算	(I) 入所者毎に評価し、少なくとも3ヶ月に1回評価し、厚生労働省に情報を提出し、活用した場合。また、他職種協同して褥瘡ケア計画を作成している場合	3円/月	
	(II) (I)に加え、褥瘡発生リスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がない場合	13円/月	
排せつ支援加算	(I) 医師又は医師と連携した看護師が入所時・6ヶ月に1回評価し、厚生労働省に情報を提出し、活用した場合。また、支援計画を作成し、支援を継続した場合	10円/月	
	(II) (I)に加え、入所時と比較して排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善すると共にいずれも悪化がない、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合	15円/月	
	(III) (I)に加え、入所時と比較して排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善すると共にいずれも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合	20円/月	
自立支援促進加算	医師が入所時に医学的評価をし、6ヶ月に1回評価の見直しをし、計画等を策定している場合。また、厚生労働省に情報を提出し、活用している場合	300円/月	
科学的介護推進体制加算	(I) 心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出している場合。また、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合	40円/月	
	(II) (I)に加え、疾病の状況等も加えて提出している場合。また、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合	60円/月	
安全対策体制加算	外部研修を受けた担当者が配置され、安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合(入所時に1回限り)	20円/回	
高齢者施設等感染対策向上加算	(I) 感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止した場合	10円/月	
	(II) 要件を満たす医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合	5円/月	
新興感染症等施設療養費	新興感染症のパンデミック発生時、施設内で感染した入所者に対し、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行った場合(連続する5日を限度とし月に1回)	240円/日	
生産性向上推進体制加算	(I) (II)に加えデータにより業務改善の取り組みによる成果が確認されること。生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行っていることなど	100円/月	
	(II) 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合	10円/月	
短期集中リハビリテーション実施加算	(I) 入所後3ヶ月以内に、集中的にリハビリを行い、入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行ったうえで、評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、活用した場合	258円/日	
	(II) 入所後3ヶ月以内に、集中的にリハビリを行った場合	200円/日	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	(I) (II)に加え、退所後生活する居宅等を訪問し、生活環境を踏まえたリハビリテーションを行った場合(週に3日限度)	240円/日	
	(II) 認知症を有する入所者の入所後3ヶ月以内に、集中的にリハビリを行った場合(週に3日限度)	120円/日	
外泊時費用	入所者が外泊を行った場合、サービス費に代えて(1ヶ月6日を、月をまたがる場合で12日を限度として)	362円/日	
外泊時在宅サービス利用費用	居宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合(1ヶ月6日を限度として)	800円/日	
ターミナルケア加算	算定要件を満たし、ターミナルケアに係る計画書を作成し、家族の同意を得てターミナルケアを行った場合	死亡日45日前～31日前	72円/日
		死亡日30日前～4日前	160円/日
		死亡日前々日及び前日	910円/日
		死亡日	1,900円/日

介護保険施設サービス利用料のご案内 ～2段階

別紙 令和 7年 4月 1日適用

30日計算 単位:円

基本利用料金表(1割負担の場合)

多床室 (二人・四人部屋)	介護度	介護報酬対象				実費相当額				自己負担額合計	
		夜勤職員配置加算*1	夜勤職員配置加算*1	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)*2	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)*3	食事負担金*4	居住費	日常生活品費*5	教養娯楽費*6	日額	月額
要介護1	871	24	22	51	390	430	105	120	2,013円	60,390円	
要介護2	947								2,089円	62,670円	
要介護3	1,014								2,156円	64,680円	
要介護4	1,072								2,214円	66,420円	
要介護5	1,125								2,267円	68,010円	

個室 (一人部屋)	介護度	介護報酬対象				実費相当額				自己負担額合計	
		サービス費	夜勤職員配置加算*1	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)*2	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)*3	食事負担金*4	居住費	日常生活品費*5	教養娯楽費*6	日額	月額
要介護1	788	24	22	51	390	550	105	120	2,050円	61,500円	
要介護2	863								2,125円	63,750円	
要介護3	928								2,190円	65,700円	
要介護4	985								2,247円	67,410円	
要介護5	1,040								2,302円	69,060円	

\*夜勤職員配置加算\*1・・・夜間における処遇や緊急時の対応を適切に行う為、職員配置基準を超えて職員を配置し、処遇の充実を図っている場合に算定

\*サービス提供体制強化加算\*2(Ⅰ):介護福祉士80%以上・勤続10年以上介護福祉士35%以上(Ⅱ):介護福祉士60%以上(Ⅲ)介護福祉士50%以上・常勤職員75%以上・勤続7年以上30%以上

\*在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)\*3・・・指標値が70以上で、退所時指導等・リハビリテーションマネジメント・地域貢献活動等の要件を満たしている場合に算定

\*食事負担金\*4・・・急な入退所等で食事を摂取されず、注文締め切り時間を超えた場合はキャンセル料金を徴収させていただきます

【食事注文締め切り時間】 朝食・・・前日18時まで 昼食・・・当日10時まで 夕食・・・当日15時まで

\*日常生活品費\*5・・・日常生活に最低限必要と考えられる物は施設で準備させていただきます。

\*教養娯楽費\*6・・・クラブ活動や行事等に参加される費用を徴収させていただきます。尚、ターミナルケア対象者からは徴収いたしません。

\*オムツ等・薬代は施設提供ですので、ご家族の負担はありません。

\*介護保険負担割合が2・3割の方は、介護報酬対象部分の単位数が2倍・3倍になります。

基本加算料金	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) *加算率は施設体制によって変動することがあります。	介護職員等処遇改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じ、賃金の改善等を実施している場合 (所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定)	加算率7.5%
該当される方のみ	実費相当額	特別な室料	一人部屋 360円/日 二人部屋 180円/日
		洗濯費	業者委託(委託料に応じた実費請求)
		電気使用料	持ち込み家電製品1点につき必要
		ワクチン代	インフルエンザ等の予防接種を行った場合
		理美容代	毎月第2・4月曜日に当施設2階一般浴前にて *希望者に提供
			公費負担制度に基づき徴収 丸刈り2,200円～調髪2,500円

利用料徴収方法	請求方法	毎月末締めとさせていただきます。翌月10日頃に、請求書送り先へ請求書を郵送させていただきます。
	お支払方法	お支払いは、口座自動振替もしくは毎月20日までに当施設窓口にてお願いします。

口座の引き落としに関して、手続きが間に合わない場合がございます。その場合は、初めの月は窓口にて現金でお支払いください。

利用料金について不明な点、質問等がございましたらお気軽にお尋ねください。

老人保健施設 エルダーヴィラ氷見 相談室 Tel:72-5000

加算料金表 \*該当される方のみ

介護報酬対象

初期加算	(I) 急性期を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、入所した日から起算して30日間	60円/日	
	(II) 入所した日から起算して30日間	30円/日	
退所時栄養情報連携加算	管理栄養士が退所先の医療機関等に対して栄養管理に関する情報を提供している場合(1月に1回)	70円/回	
再入所時栄養連携加算	医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に調整を行った場合(1回限り)	200円/回	
入所前後訪問指導加算	(I) 退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合(入所中1回を限度とする)	450円/回	
	(II) (I)に加え、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに退所後の生活に係る支援目標を策定した場合	480円/回	
退所時情報提供加算	(I) 1ヶ月を超える入所者が居宅へ退所する際、退所後のかかりつけ医に対して情報提供を行った場合	500円/回	
	(II) 1ヶ月を超える入所者が退所後医療機関へ入院する際に医療機関に対して入所者の心身状況、生活歴等の情報提供を行った場合	250円/回	
入退所前連携加算	(I) 入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に退所後の居宅介護支援事業者と連携し、居宅サービスの利用方針を定めた場合 かつ1ヶ月を超える入所者が退所する際、退所後の居宅介護支援事業者と連携し、診療状況を示す文書を添えて、サービス調整を行った場合	600円/回	
	(II) 1ヶ月を超える入所者が退所する際、退所後の居宅介護支援事業者と連携し、診療状況を示す文書を添えて、サービス調整を行った場合	400円/回	
協力医療機関連携加算	(1) 相談・協力を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合	50円/月	
	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合	5円/月	
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士が低栄養リスクの高い方に対し、週3回以上食事の観察をし、食事調整した場合。また、厚生労働省に情報を提出し、活用している場合	11円/日	
経口維持加算	経口での食事摂取時に摂食機能障害を有し、嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、計画に基づいた特別な管理を行った場合	(I) 多職種による食事の観察やカンファレンスを行った場合	400円/月
		(II) (I)に加え人員基準配置以外の医師等が加わった場合	100円/月
口腔衛生管理加算	(I) 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月2回以上行った場合。また、介護職員に対し具体的な助言・指導を行った場合(物品は実費)	90円/月	
	(II) (I)に加え、情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合	110円/月	
療養食加算	医師の指示箋に基づく療養食(糖尿病食、塩分制限食)を提供した場合(1日に3回を限度として)	6円/回	
緊急時治療管理	入所者の病状が著しく変化し、緊急の医療行為を行った場合(連続する3日を限度とし月に1回)	518円/日	
所定疾患施設療養費	(I) 検査をし、肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪の入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合(連続する7日を限度とし月に1回)	239円/日	
	(II) 医師が感染症対策に関する研修を受講している場合(連続する10日を限度とし月に1回)	480円/日	
認知症チームケア推進加算	(I) 認知症の行動・心理症状の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応する為平時から取組んでいる場合(認知症介護指導者養成研修修了者・認知症介護実践リーダー研修修了者・日本版BPSD認知症ケアプログラム研修)	150円/月	
	(II) 認知症の行動・心理症状の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応する為平時から取組んでいる場合(認知症介護実践リーダー研修修了者)	120円/月	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	(I) リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養を一体的に推進し、自立支援・重度化防止を効果的に進め、リハビリテーションマネジメント計画の作成・評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、活用した場合	53円/月	
	(II) リハビリテーションマネジメント計画の作成・評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、活用した場合	33円/月	
褥瘡マネジメント加算	(I) 入所者毎に評価し、少なくとも3ヶ月に1回評価し、厚生労働省に情報を提出し、活用した場合。また、他職種協同して褥瘡ケア計画を作成している場合	3円/月	
	(II) (I)に加え、褥瘡発生リスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がない場合	13円/月	
排せつ支援加算	(I) 医師又は医師と連携した看護師が入所時・6ヶ月に1回評価し、厚生労働省に情報を提出し、活用した場合。また、支援計画を作成し、支援を継続した場合	10円/月	
	(II) (I)に加え、入所時と比較して排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善すると共にいずれも悪化がない、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合	15円/月	
	(III) (I)に加え、入所時と比較して排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善すると共にいずれも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合	20円/月	
自立支援促進加算	医師が入所時に医学的評価をし、6ヶ月に1回評価の見直しをし、計画等を策定している場合。また、厚生労働省に情報を提出し、活用している場合	300円/月	
科学的介護推進体制加算	(I) 心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出している場合。また、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合	40円/月	
	(II) (I)に加え、疾病の状況等も加えて提出している場合。また、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合	60円/月	
安全対策体制加算	外部研修を受けた担当者が配置され、安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合(入所時に1回限り)	20円/回	
高齢者施設等感染対策向上加算	(I) 感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止した場合	10円/月	
	(II) 要件を満たす医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合	5円/月	
新興感染症等施設療養費	新興感染症のパンデミック発生時、施設内で感染した入所者に対し、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行った場合(連続する5日を限度とし月に1回)	240円/日	
生産性向上推進体制加算	(I) (II)に加えデータにより業務改善の取り組みによる成果が確認されること。生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行っていることなど	100円/月	
	(II) 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合	10円/月	
短期集中リハビリテーション実施加算	(I) 入所後3ヶ月以内に、集中的にリハビリを行い、入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行ったうえで、評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、活用した場合	258円/日	
	(II) 入所後3ヶ月以内に、集中的にリハビリを行った場合	200円/日	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	(I) (II)に加え、退所後生活する居宅等を訪問し、生活環境を踏まえたリハビリテーションを行った場合(週に3日限度)	240円/日	
	(II) 認知症を有する入所者の入所後3ヶ月以内に、集中的にリハビリを行った場合(週に3日限度)	120円/日	
外泊時費用	入所者が外泊を行った場合、サービス費に代えて(1ヶ月6日を、月をまたがる場合で12日を限度として)	362円/日	
外泊時在宅サービス利用費用	居宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合(1ヶ月6日を限度として)	800円/日	
ターミナルケア加算	算定要件を満たし、ターミナルケアに係る計画書を作成し、家族の同意を得てターミナルケアを行った場合	死亡日45日前～31日前	72円/日
		死亡日30日前～4日前	160円/日
		死亡日前々日及び前日	910円/日
		死亡日	1,900円/日

介護保険施設サービス利用料のご案内 ～3段階①～

別紙 令和 7年 4月 1日適用

30日計算 単位:円

基本利用料金表(1割負担の場合)

多床室 (二人・四人部屋)	介護度	介護報酬対象				実費相当額				自己負担額合計	
		夜勤職員配置加算*1	夜勤職員配置加算*1	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)*2	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)*3	食事負担金*4	居住費	日常生活品費*5	教養娯楽費*6	日額	月額
	要介護1	871	24	22	51	650	430	105	120	2,273円	68,190円
	要介護2	947								2,349円	70,470円
	要介護3	1,014								2,416円	72,480円
	要介護4	1,072								2,474円	74,220円
	要介護5	1,125								2,527円	75,810円

個室 (一人部屋)	介護度	介護報酬対象				実費相当額				自己負担額合計	
		サービス費	夜勤職員配置加算*1	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)*2	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)*3	食事負担金*4	居住費	日常生活品費*5	教養娯楽費*6	日額	月額
	要介護1	788	24	22	51	650	1370	105	120	3,130円	93,900円
	要介護2	863								3,205円	96,150円
	要介護3	928								3,270円	98,100円
	要介護4	985								3,327円	99,810円
	要介護5	1,040								3,382円	101,460円

\*夜勤職員配置加算\*1・・・夜間における処遇や緊急時の対応を適切に行う為、職員配置基準を超えて職員を配置し、処遇の充実を図っている場合に算定

\*サービス提供体制強化加算\*2(Ⅰ):介護福祉士80%以上・勤続10年以上介護福祉士35%以上(Ⅱ):介護福祉士60%以上(Ⅲ)介護福祉士50%以上・常勤職員75%以上・勤続7年以上30%以上

\*在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)\*3・・・指標値が70以上で、退所時指導等・リハビリテーションマネジメント・地域貢献活動等の要件を満たしている場合に算定

\*食事負担金\*4・・・急な入退所等で食事を摂取されず、注文締め切り時間を超えた場合はキャンセル料金を徴収させていただきます

【食事注文締め切り時間】 朝食・・・前日18時まで 昼食・・・当日10時まで 夕食・・・当日15時まで

\*日常生活品費\*5・・・日常生活に最低限必要と考えられる物は施設で準備させていただきます。

\*教養娯楽費\*6・・・クラブ活動や行事等に参加される費用を徴収させていただきます。尚、ターミナルケア対象者からは徴収いたしません。

\*オムツ等・薬代は施設提供ですので、ご家族の負担はありません。

\*介護保険負担割合が2・3割の方は、介護報酬対象部分の単位数が2倍・3倍になります。

基本加算料金	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) *加算率は施設体制によって変動することがあります。	介護職員等処遇改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じ、賃金の改善等を実施している場合 (所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定)	加算率7.5%	
該当される方のみ	実費相当額	特別な室料	一人部屋・二人部屋を利用される場合(施設・環境など)	一人部屋 360円/日 二人部屋 180円/日
		洗濯費	業者委託(委託料に応じた実費請求)	実費
		電気使用料	持ち込み家電製品1点につき必要	50円/日
		ワクチン代	インフルエンザ等の予防接種を行った場合	公費負担制度に基づき徴収
		理美容代	毎月第2・4月曜日に当施設2階一般浴前にて *希望者に提供	丸刈り2,200円～調髪2,500円

利用料徴収方法	請求方法	毎月末締めとさせていただきます。翌月10日頃に、請求書送り先へ請求書を郵送させていただきます。
	お支払方法	お支払いは、口座自動振替もしくは毎月20日までに当施設窓口にてお願いします。

口座の引き落としに関して、手続きが間に合わない場合がございます。その場合は、初めの月は窓口にて現金でお支払いください。

利用料金について不明な点、質問等がございましたらお気軽にお尋ねください。

老人保健施設 エルダーヴィラ氷見 相談室 Tel:72-5000

加算料金表 \*該当される方のみ

介護報酬対象

初期加算	(I) 急性期を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、入所した日から起算して30日間	60円/日	
	(II) 入所した日から起算して30日間	30円/日	
退所時栄養情報連携加算	管理栄養士が退所先の医療機関等に対して栄養管理に関する情報を提供している場合(1月に1回)	70円/回	
再入所時栄養連携加算	医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に調整を行った場合(1回限り)	200円/回	
入所前後訪問指導加算	(I) 退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合(入所中1回を限度とする)	450円/回	
	(II) (I)に加え、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに退所後の生活に係る支援目標を策定した場合	480円/回	
退所時情報提供加算	(I) 1ヶ月を超える入所者が居宅へ退所する際、退所後のかかりつけ医に対して情報提供を行った場合	500円/回	
	(II) 1ヶ月を超える入所者が退所後医療機関へ入院する際に医療機関に対して入所者の心身状況、生活歴等の情報提供を行った場合	250円/回	
入退所前連携加算	(I) 入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に退所後の居宅介護支援事業者と連携し、居宅サービスの利用方針を定めた場合 かつ1ヶ月を超える入所者が退所する際、退所後の居宅介護支援事業者と連携し、診療状況を示す文書を添えて、サービス調整を行った場合	600円/回	
	(II) 1ヶ月を超える入所者が退所する際、退所後の居宅介護支援事業者と連携し、診療状況を示す文書を添えて、サービス調整を行った場合	400円/回	
協力医療機関連携加算	(1) 相談・協力を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合	50円/月	
	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合	5円/月	
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士が低栄養リスクの高い方に対し、週3回以上食事の観察をし、食事調整した場合。また、厚生労働省に情報を提出し、活用している場合	11円/日	
経口維持加算	経口での食事摂取時に摂食機能障害を有し、嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、計画に基づいた特別な管理を行った場合	(I) 多職種による食事の観察やカンファレンスを行った場合	400円/月
		(II) (I)に加え人員基準配置以外の医師等が加わった場合	100円/月
口腔衛生管理加算	(I) 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月2回以上行った場合。また、介護職員に対し具体的な助言・指導を行った場合(物品は実費)	90円/月	
	(II) (I)に加え、情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合	110円/月	
療養食加算	医師の指示箋に基づく療養食(糖尿病食、塩分制限食)を提供した場合(1日に3回を限度として)	6円/回	
緊急時治療管理	入所者の病状が著しく変化し、緊急の医療行為を行った場合(連続する3日を限度とし月に1回)	518円/日	
所定疾患施設療養費	(I) 検査をし、肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪の入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合(連続する7日を限度とし月に1回)	239円/日	
	(II) 医師が感染症対策に関する研修を受講している場合(連続する10日を限度とし月に1回)	480円/日	
認知症チームケア推進加算	(I) 認知症の行動・心理症状の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応する為平時から取組んでいる場合(認知症介護指導者養成研修修了者・認知症介護実践リーダー研修修了者・日本版BPSD認知症ケアプログラム研修)	150円/月	
	(II) 認知症の行動・心理症状の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応する為平時から取組んでいる場合(認知症介護実践リーダー研修修了者)	120円/月	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	(I) リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養を一体的に推進し、自立支援・重度化防止を効果的に進め、リハビリテーションマネジメント計画の作成・評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、活用した場合	53円/月	
	(II) リハビリテーションマネジメント計画の作成・評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、活用した場合	33円/月	
褥瘡マネジメント加算	(I) 入所者毎に評価し、少なくとも3ヶ月に1回評価し、厚生労働省に情報を提出し、活用した場合。また、他職種協同して褥瘡ケア計画を作成している場合	3円/月	
	(II) (I)に加え、褥瘡発生リスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がない場合	13円/月	
排せつ支援加算	(I) 医師又は医師と連携した看護師が入所時・6ヶ月に1回評価し、厚生労働省に情報を提出し、活用した場合。また、支援計画を作成し、支援を継続した場合	10円/月	
	(II) (I)に加え、入所時と比較して排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善すると共にいずれも悪化がない、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合	15円/月	
	(III) (I)に加え、入所時と比較して排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善すると共にいずれも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合	20円/月	
自立支援促進加算	医師が入所時に医学的評価をし、6ヶ月に1回評価の見直しをし、計画等を策定している場合。また、厚生労働省に情報を提出し、活用している場合	300円/月	
科学的介護推進体制加算	(I) 心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出している場合。また、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合	40円/月	
	(II) (I)に加え、疾病の状況等も加えて提出している場合。また、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合	60円/月	
安全対策体制加算	外部研修を受けた担当者が配置され、安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合(入所時に1回限り)	20円/回	
高齢者施設等感染対策向上加算	(I) 感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止した場合	10円/月	
	(II) 要件を満たす医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合	5円/月	
新興感染症等施設療養費	新興感染症のパンデミック発生時、施設内で感染した入所者に対し、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行った場合(連続する5日を限度とし月に1回)	240円/日	
生産性向上推進体制加算	(I) (II)に加えデータにより業務改善の取り組みによる成果が確認されること。生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行っていることなど	100円/月	
	(II) 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合	10円/月	
短期集中リハビリテーション実施加算	(I) 入所後3ヶ月以内に、集中的にリハビリを行い、入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行ったうえで、評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、活用した場合	258円/日	
	(II) 入所後3ヶ月以内に、集中的にリハビリを行った場合	200円/日	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	(I) (II)に加え、退所後生活する居宅等を訪問し、生活環境を踏まえたリハビリテーションを行った場合(週に3日限度)	240円/日	
	(II) 認知症を有する入所者の入所後3ヶ月以内に、集中的にリハビリを行った場合(週に3日限度)	120円/日	
外泊時費用	入所者が外泊を行った場合、サービス費に代えて(1ヶ月6日を、月をまたがる場合で12日を限度として)	362円/日	
外泊時在宅サービス利用費用	居宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合(1ヶ月6日を限度として)	800円/日	
ターミナルケア加算	算定要件を満たし、ターミナルケアに係る計画書を作成し、家族の同意を得てターミナルケアを行った場合	死亡日45日前～31日前	72円/日
		死亡日30日前～4日前	160円/日
		死亡日前々日及び前日	910円/日
		死亡日	1,900円/日

介護保険施設サービス利用料のご案内 ～3段階②～

別紙 令和 7年 4月 1日適用

30日計算 単位:円

基本利用料金表(1割負担の場合)

多床室 (二人・四人部屋)	介護度	介護報酬対象				実費相当額				自己負担額合計	
		夜勤職員配置加算*1	夜勤職員配置加算*1	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)*2	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)*3	食事負担金*4	居住費	日常生活品費*5	教養娯楽費*6	日額	月額
	要介護1	871	24	22	51	1360	430	105	120	2,983円	89,490円
	要介護2	947								3,059円	91,770円
	要介護3	1,014								3,126円	93,780円
	要介護4	1,072								3,184円	95,520円
	要介護5	1,125								3,237円	97,110円

個室 (一人部屋)	介護度	介護報酬対象				実費相当額				自己負担額合計	
		サービス費	夜勤職員配置加算*1	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)*2	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)*3	食事負担金*4	居住費	日常生活品費*5	教養娯楽費*6	日額	月額
	要介護1	788	24	22	51	1360	1370	105	120	3,840円	115,200円
	要介護2	863								3,915円	117,450円
	要介護3	928								3,980円	119,400円
	要介護4	985								4,037円	121,110円
	要介護5	1,040								4,092円	122,760円

\*夜勤職員配置加算\*1・・・夜間における処遇や緊急時の対応を適切に行う為、職員配置基準を超えて職員を配置し、処遇の充実を図っている場合に算定

\*サービス提供体制強化加算\*2(Ⅰ):介護福祉士80%以上・勤続10年以上介護福祉士35%以上(Ⅱ):介護福祉士60%以上(Ⅲ)介護福祉士50%以上・常勤職員75%以上・勤続7年以上30%以上

\*在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)\*3・・・指標値が70以上で、退所時指導等・リハビリテーションマネジメント・地域貢献活動等の要件を満たしている場合に算定

\*食事負担金\*4・・・急な入退所等で食事を摂取されず、注文締め切り時間を越えた場合はキャンセル料金を徴収させていただきます

【食事注文締め切り時間】 朝食・・・前日18時まで 昼食・・・当日10時まで 夕食・・・当日15時まで

\*日常生活品費\*5・・・日常生活に最低限必要と考えられる物は施設で準備させていただきます。

\*教養娯楽費\*6・・・クラブ活動や行事等に参加される費用を徴収させていただきます。尚、ターミナルケア対象者からは徴収いたしません。

\*オムツ等・薬代は施設提供ですので、ご家族の負担はありません。

\*介護保険負担割合が2・3割の方は、介護報酬対象部分の単位数が2倍・3倍になります。

基本加算料金	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) *加算率は施設体制によって変動することがあります。	介護職員等処遇改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じ、賃金の改善等を実施している場合 (所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定)	加算率7.5%
該当される方のみ	実費相当額	特別な室料	一人部屋 360円/日 二人部屋 180円/日
		洗濯費	業者委託(委託料に応じた実費請求)
		電気使用料	持ち込み家電製品1点につき必要
		ワクチン代	インフルエンザ等の予防接種を行った場合
		理美容代	毎月第2・4月曜日に当施設2階一般浴前にて *希望者に提供
			公費負担制度に基づき徴収 丸刈り2,200円～調髪2,500円

利用料徴収方法	請求方法	毎月末締めとさせていただきます。翌月10日頃に、請求書送り先へ請求書を郵送させていただきます。
	お支払方法	お支払いは、口座自動振替もしくは毎月20日までに当施設窓口にてお願いします。

口座の引き落としに関して、手続きが間に合わない場合がございます。その場合は、初めの月は窓口にて現金でお支払いください。

利用料金について不明な点、質問等がございましたらお気軽にお尋ねください。

老人保健施設 エルダーヴィラ氷見 相談室 Tel:72-5000

加算料金表 \*該当される方のみ

介護報酬対象

初期加算	(I) 急性期を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、入所した日から起算して30日間	60円/日	
	(II) 入所した日から起算して30日間	30円/日	
退所時栄養情報連携加算	管理栄養士が退所先の医療機関等に対して栄養管理に関する情報を提供している場合(1月に1回)	70円/回	
再入所時栄養連携加算	医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に調整を行った場合(1回限り)	200円/回	
入所前後訪問指導加算	(I) 退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合(入所中1回を限度とする)	450円/回	
	(II) (I)に加え、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに退所後の生活に係る支援目標を策定した場合	480円/回	
退所時情報提供加算	(I) 1ヶ月を超える入所者が居宅へ退所する際、退所後のかかりつけ医に対して情報提供を行った場合	500円/回	
	(II) 1ヶ月を超える入所者が退所後医療機関へ入院する際に医療機関に対して入所者の心身状況、生活歴等の情報提供を行った場合	250円/回	
入退所前連携加算	(I) 入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に退所後の居宅介護支援事業者と連携し、居宅サービスの利用方針を定めた場合	600円/回	
	かつ1ヶ月を超える入所者が退所する際、退所後の居宅介護支援事業者と連携し、診療状況を示す文書を添えて、サービス調整を行った場合		
協力医療機関連携加算	(1) 相談・協力を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合	50円/月	
	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合	5円/月	
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士が低栄養リスクの高い方に対し、週3回以上食事の観察をし、食事調整した場合。また、厚生労働省に情報を提出し、活用している場合	11円/日	
経口維持加算	経口での食事摂取時に摂食機能障害を有し、嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、計画に基づいた特別な管理を行った場合	(I) 多職種による食事の観察やカンファレンスを行った場合	400円/月
		(II) (I)に加え人員基準配置以外の医師等が加わった場合	100円/月
口腔衛生管理加算	(I) 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月2回以上行った場合。また、介護職員に対し具体的な助言・指導を行った場合(物品は実費)	90円/月	
	(II) (I)に加え、情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合	110円/月	
療養食加算	医師の指示箋に基づく療養食(糖尿病食、塩分制限食)を提供した場合(1日に3回を限度として)	6円/回	
緊急時治療管理	入所者の病状が著しく変化し、緊急の医療行為を行った場合(連続する3日を限度とし月に1回)	518円/日	
所定疾患施設療養費	(I) 検査をし、肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪の入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合(連続する7日を限度とし月に1回)	239円/日	
	(II) 医師が感染症対策に関する研修を受講している場合(連続する10日を限度とし月に1回)	480円/日	
認知症チームケア推進加算	(I) 認知症の行動・心理症状の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応する為平時から取組んでいる場合(認知症介護指導者養成研修修了者・認知症介護実践リーダー研修修了者・日本版BPSD認知症ケアプログラム研修)	150円/月	
	(II) 認知症の行動・心理症状の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応する為平時から取組んでいる場合(認知症介護実践リーダー研修修了者)	120円/月	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	(I) リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養を一体的に推進し、自立支援・重度化防止を効果的に進め、リハビリテーションマネジメント計画の作成・評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、活用した場合	53円/月	
	(II) リハビリテーションマネジメント計画の作成・評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、活用した場合	33円/月	
褥瘡マネジメント加算	(I) 入所者毎に評価し、少なくとも3ヶ月に1回評価し、厚生労働省に情報を提出し、活用した場合。また、他職種協同して褥瘡ケア計画を作成している場合	3円/月	
	(II) (I)に加え、褥瘡発生リスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がない場合	13円/月	
排せつ支援加算	(I) 医師又は医師と連携した看護師が入所時・6ヶ月に1回評価し、厚生労働省に情報を提出し、活用した場合。また、支援計画を作成し、支援を継続した場合	10円/月	
	(II) (I)に加え、入所時と比較して排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善すると共にいずれも悪化がない、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合	15円/月	
	(III) (I)に加え、入所時と比較して排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善すると共にいずれも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合	20円/月	
自立支援促進加算	医師が入所時に医学的評価をし、6ヶ月に1回評価の見直しをし、計画等を策定している場合。また、厚生労働省に情報を提出し、活用している場合	300円/月	
科学的介護推進体制加算	(I) 心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出している場合。また、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合	40円/月	
	(II) (I)に加え、疾病の状況等も加えて提出している場合。また、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合	60円/月	
安全対策体制加算	外部研修を受けた担当者が配置され、安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合(入所時に1回限り)	20円/回	
高齢者施設等感染対策向上加算	(I) 感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止した場合	10円/月	
	(II) 要件を満たす医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合	5円/月	
新興感染症等施設療養費	新興感染症のパンデミック発生時、施設内で感染した入所者に対し、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行った場合(連続する5日を限度とし月に1回)	240円/日	
生産性向上推進体制加算	(I) (II)に加えデータにより業務改善の取り組みによる成果が確認されること。生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行っていることなど	100円/月	
	(II) 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合	10円/月	
短期集中リハビリテーション実施加算	(I) 入所後3ヶ月以内に、集中的にリハビリを行い、入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行ったうえで、評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、活用した場合	258円/日	
	(II) 入所後3ヶ月以内に、集中的にリハビリを行った場合	200円/日	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	(I) (II)に加え、退所後生活する居宅等を訪問し、生活環境を踏まえたリハビリテーションを行った場合(週に3日限度)	240円/日	
	(II) 認知症を有する入所者の入所後3ヶ月以内に、集中的にリハビリを行った場合(週に3日限度)	120円/日	
外泊時費用	入所者が外泊を行った場合、サービス費に代えて(1ヶ月6日を、月をまたがる場合で12日を限度として)	362円/日	
外泊時在宅サービス利用費用	居宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合(1ヶ月6日を限度として)	800円/日	
ターミナルケア加算	算定要件を満たし、ターミナルケアに係る計画書を作成し、家族の同意を得てターミナルケアを行った場合	死亡日45日前～31日前	72円/日
		死亡日30日前～4日前	160円/日
		死亡日前々日及び前日	910円/日
		死亡日	1,900円/日

# 介護保険施設サービス利用料のご案内

別紙 令和 7年 4月 1日適用

30日計算 単位:円

## 基本利用料金表(1割負担の場合)

多床室 (二人・四人部屋)	介護度	介護報酬対象				実費相当額				自己負担額合計	
		サービス費	夜勤職員配置加算*1	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)*2	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)*3	食事負担金*4	居住費	日常生活品費*5	教養娯楽費*6	日額	月額
	要介護1	871	24	22	51	1980	437	105	120	3,610円	108,300円
	要介護2	947								3,686円	110,580円
	要介護3	1,014								3,753円	112,590円
	要介護4	1,072								3,811円	114,330円
	要介護5	1,125								3,864円	115,920円

個室 (一人部屋)	介護度	介護報酬対象				実費相当額				自己負担額合計	
		サービス費	夜勤職員配置加算*1	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)*2	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)*3	食事負担金*4	居住費	日常生活品費*5	教養娯楽費*6	日額	月額
	要介護1	788	24	22	51	1980	1728	105	120	4,818円	144,540円
	要介護2	863								4,893円	146,790円
	要介護3	928								4,958円	148,740円
	要介護4	985								5,015円	150,450円
	要介護5	1,040								5,070円	152,100円

\*夜勤職員配置加算\*1・・・夜間における処遇や緊急時の対応を適切に行う為、職員配置基準を超えて職員を配置し、処遇の充実を図っている場合に算定

\*サービス提供体制強化加算\*2(Ⅰ):介護福祉士80%以上・勤続10年以上介護福祉士35%以上 (Ⅱ):介護福祉士60%以上 (Ⅲ)介護福祉士50%以上・常勤職員75%以上・勤続7年以上30%以上

\*在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)\*3・・・指標値が70以上で、退所時指導等・リハビリテーションマネジメント・地域貢献活動等の要件を満たしている場合に算定

\*食事負担金\*4・・・急な入退所等で食事を摂取されず、注文締め切り時間を超えた場合はキャンセル料金を徴収させていただきます

【食事注文締め切り時間】 朝食・・・前日18時まで 昼食・・・当日10時まで 夕食・・・当日15時まで

\*日常生活品費\*5・・・日常生活に最低限必要と考えられる物は施設で準備させていただきます。

\*教養娯楽費\*6・・・クラブ活動や行事等に参加される費用を徴収させていただきます。尚、ターミナルケア対象者からは徴収いたしません。

\*オムツ等・薬代は施設提供ですので、ご家族の負担はありません。

\*介護保険負担割合が2・3割の方は、介護報酬対象部分の単位数が2倍・3倍になります。

基本加算料金	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) <small>*加算率は施設体制によって変動することがあります。</small>	介護職員等処遇改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じ、賃金の改善等を実施している場合 (所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定)	加算率7.5%
該当される方のみ	実費相当額	特別な室料	一人部屋 360円/日 二人部屋 180円/日
		洗濯費	業者委託(委託料に応じた実費請求)
	電気使用料	持ち込み家電製品1点につき必要	50円/日
	ワクチン代	インフルエンザ等の予防接種を行った場合	公費負担制度に基づき徴収
	理美容代	毎月第2・4月曜日に当施設2階一般浴前にて *希望者に提供	丸刈り2,200円～調髪2,500円

利用料徴収方法	請求方法	毎月末締めとさせていただきます。翌月10日頃に、請求書送り先へ請求書を郵送させていただきます。
	お支払方法	お支払いは、口座自動振替もしくは毎月20日までに当施設窓口にてお願いします。

口座の引き落としに関して、手続きが間に合わない場合がございます。その場合は、初めの月は窓口にて現金でお支払いください。

利用料金について不明な点、質問等がございましたらお気軽にお尋ねください。

老人保健施設 エルダーヴィラ氷見 相談室 Tel:72-5000

加算料金表 \*該当される方のみ

介護報酬対象

初期加算	(I) 急性期を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、入所した日から起算して30日間	60円/日	
	(II) 入所した日から起算して30日間	30円/日	
退所時栄養情報連携加算	管理栄養士が退所先の医療機関等に対して栄養管理に関する情報を提供している場合(1月に1回)	70円/回	
再入所時栄養連携加算	医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に調整を行った場合(1回限り)	200円/回	
入所前後訪問指導加算	(I) 退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合(入所中1回を限度とする)	450円/回	
	(II) (I)に加え、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに退所後の生活に係る支援目標を策定した場合	480円/回	
退所時情報提供加算	(I) 1ヶ月を超える入所者が居宅へ退所する際、退所後のかかりつけ医に対して情報提供を行った場合	500円/回	
	(II) 1ヶ月を超える入所者が退所後医療機関へ入院する際に医療機関に対して入所者の心身状況、生活歴等の情報提供を行った場合	250円/回	
入退所前連携加算	(I) 入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に退所後の居宅介護支援事業者と連携し、居宅サービスの利用方針を定めた場合 かつ1ヶ月を超える入所者が退所する際、退所後の居宅介護支援事業者と連携し、診療状況を示す文書を添えて、サービス調整を行った場合	600円/回	
	(II) 1ヶ月を超える入所者が退所する際、退所後の居宅介護支援事業者と連携し、診療状況を示す文書を添えて、サービス調整を行った場合	400円/回	
協力医療機関連携加算	(1) 相談・協力を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合	50円/月	
	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合	5円/月	
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士が低栄養リスクの高い方に対し、週3回以上食事の観察をし、食事調整した場合。また、厚生労働省に情報を提出し、活用している場合	11円/日	
経口維持加算	経口での食事摂取時に摂食機能障害を有し、嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、計画に基づいた特別な管理を行った場合	(I) 多職種による食事の観察やカンファレンスを行った場合	400円/月
		(II) (I)に加え人員基準配置以外の医師等が加わった場合	100円/月
口腔衛生管理加算	(I) 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月2回以上行った場合。また、介護職員に対し具体的な助言・指導を行った場合(物品は実費)	90円/月	
	(II) (I)に加え、情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合	110円/月	
療養食加算	医師の指示箋に基づく療養食(糖尿病食、塩分制限食)を提供した場合(1日に3回を限度として)	6円/回	
緊急時治療管理	入所者の病状が著しく変化し、緊急の医療行為を行った場合(連続する3日を限度とし月に1回)	518円/日	
所定疾患施設療養費	(I) 検査をし、肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪の入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合(連続する7日を限度とし月に1回)	239円/日	
	(II) 医師が感染症対策に関する研修を受講している場合(連続する10日を限度とし月に1回)	480円/日	
認知症チームケア推進加算	(I) 認知症の行動・心理症状の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応する為平時から取組んでいる場合(認知症介護指導者養成研修修了者・認知症介護実践リーダー研修修了者・日本版BPSD認知症ケアプログラム研修)	150円/月	
	(II) 認知症の行動・心理症状の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応する為平時から取組んでいる場合(認知症介護実践リーダー研修修了者)	120円/月	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	(I) リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養を一体的に推進し、自立支援・重度化防止を効果的に進め、リハビリテーションマネジメント計画の作成・評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、活用した場合	53円/月	
	(II) リハビリテーションマネジメント計画の作成・評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、活用した場合	33円/月	
褥瘡マネジメント加算	(I) 入所者毎に評価し、少なくとも3ヶ月に1回評価し、厚生労働省に情報を提出し、活用した場合。また、他職種協同して褥瘡ケア計画を作成している場合	3円/月	
	(II) (I)に加え、褥瘡発生リスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がない場合	13円/月	
排せつ支援加算	(I) 医師又は医師と連携した看護師が入所時・6ヶ月に1回評価し、厚生労働省に情報を提出し、活用した場合。また、支援計画を作成し、支援を継続した場合	10円/月	
	(II) (I)に加え、入所時と比較して排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善すると共にいずれも悪化がない、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合	15円/月	
	(III) (I)に加え、入所時と比較して排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善すると共にいずれも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合	20円/月	
自立支援促進加算	医師が入所時に医学的評価をし、6ヶ月に1回評価の見直しをし、計画等を策定している場合。また、厚生労働省に情報を提出し、活用している場合	300円/月	
科学的介護推進体制加算	(I) 心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出している場合。また、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合	40円/月	
	(II) (I)に加え、疾病の状況等も加えて提出している場合。また、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合	60円/月	
安全対策体制加算	外部研修を受けた担当者が配置され、安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合(入所時に1回限り)	20円/回	
高齢者施設等感染対策向上加算	(I) 感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止した場合	10円/月	
	(II) 要件を満たす医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合	5円/月	
新興感染症等施設療養費	新興感染症のパンデミック発生時、施設内で感染した入所者に対し、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行った場合(連続する5日を限度とし月に1回)	240円/日	
生産性向上推進体制加算	(I) (II)に加えデータにより業務改善の取り組みによる成果が確認されること。生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行っていることなど	100円/月	
	(II) 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合	10円/月	
短期集中リハビリテーション実施加算	(I) 入所後3ヶ月以内に、集中的にリハビリを行い、入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行ったうえで、評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、活用した場合	258円/日	
	(II) 入所後3ヶ月以内に、集中的にリハビリを行った場合	200円/日	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	(I) (II)に加え、退所後生活する居宅等を訪問し、生活環境を踏まえたリハビリテーションを行った場合(週に3日限度)	240円/日	
	(II) 認知症を有する入所者の入所後3ヶ月以内に、集中的にリハビリを行った場合(週に3日限度)	120円/日	
外泊時費用	入所者が外泊を行った場合、サービス費に代えて(1ヶ月6日を、月をまたがる場合で12日を限度として)	362円/日	
外泊時在宅サービス利用費用	居宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合(1ヶ月6日を限度として)	800円/日	
ターミナルケア加算	算定要件を満たし、ターミナルケアに係る計画書を作成し、家族の同意を得てターミナルケアを行った場合	死亡日45日前～31日前	72円/日
		死亡日30日前～4日前	160円/日
		死亡日前々日及び前日	910円/日
		死亡日	1,900円/日